

住宅宿泊事業法施行条例第4条第1項に規定する住宅宿泊事業の実施を  
制限する区域の除外について【概要】

1 名張市、伊賀市からの住宅宿泊事業法施行条例第4条第1項に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する区域の除外の要請について

本県では、住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行条例（以下「条例」という。）及び住宅宿泊事業法施行条例施行規則（以下「規則」という。）を制定しており、条例第4条第1項において住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定め、規則第4条において制限を行う区域及び期間から除外するための手続きを定めています。

名張市、伊賀市から、規則第4条第1項第1号に基づき、制限する区域から除外することについて要請があり、妥当性を検討したところ適当と認められることから、当該区域については条例第4条第1項に規定する区域から除外する予定です。

なお、制限する区域から除外することになった場合、以下の区域において、授業及び保育を行う日についても事業の実施ができることとなります。

2 制限する区域の除外について

以下の学校等の敷地の周囲110m以内の区域について、条例第4条第1項に規定する区域から除外する予定です。

- (1) 名張市：市立名張小学校、市立名張中学校、社会福祉法人 名張市社会福祉協議会昭和保育園、市立名張幼稚園、社会福祉法人弘仁会 名張西保育園
- (2) 伊賀市：市立桃青の丘幼稚園、学校法人白鳳幼稚園、市立上野西小学校、市立崇広中学校、県立上野高等学校、社会福祉法人伊賀市社会事業協会曙保育園、社会福祉法人伊賀市社会事業協会睦保育園

### 3 妥当性の検討について

(1)名張市からの要請理由等は以下のとおりであり、住宅宿泊事業法第1条の趣旨、学校等の施設管理者の了承状況、学校等の敷地の周辺状況等から検討したところ、制限する区域から除外することについて名張市からの要請が妥当であると判断しました。

- ・名張市中心部である近鉄大阪線・名張駅周辺は、名張市の観光振興において重要な拠点であり、今後の宿泊需要も見込める。
- ・地元のまちづくり協議会が空き家の利活用等まちづくりに積極的に取り組んでいる。
- ・2に記載の学校等の施設管理者等から制限する区域の除外の了承を得ている。
- ・周辺に旅館業を営む施設や商業施設がある。

(2)伊賀市からの要請理由等は以下のとおりであり、住宅宿泊事業法第1条の趣旨、学校等の施設管理者の了承状況、学校等の敷地の周辺状況等から検討したところ、制限する区域から除外することについて伊賀市からの要請が妥当であると判断しました。

- ・伊賀上野の城下町地域内の区域であり、全国でも有数の歴史的建築物が残っていることから、伊賀市の観光振興において重要な拠点で今後の宿泊需要も見込める。
- ・伊賀市中心市街地活性化基本計画に基づきまちづくりを進めており、地域活性化、空き家対策に取り組んでいる。
- ・2に記載の学校等の施設管理者等から制限する区域の除外の了承を得ている。
- ・周辺に旅館業を営む施設等がある。

### 4 制限する区域から除外される日について

住宅宿泊事業法が施行される平成30年6月15日までに告示を行うことで、平成30年6月15日から制限する区域から除外する予定です。

## 【関係法令】抜粋

### 住宅宿泊事業法第1条

#### (目的)

この法律は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

### 住宅宿泊事業法施行条例第4条第1項

#### (住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

##### (1) 学校等の周辺地域への制限

###### ① 区域の制限

次のア、イ及びウで掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地の周囲110メートル以内の区域。

なお、住宅の敷地の一部が当該区域内に含まれる場合には、当該敷地の全部について区域内にあるものとする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する施設のうち  
保育所

###### ② 期間の制限

三重県教育委員会規則、各市町教育委員会規則、各私立学校学則等に規定する休業日を除く日その他の当該学校等において授業及び保育を行う日。

##### (2) 住居専用地域への制限

###### ① 区域の制限

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域。

なお、住宅の敷地の一部が住居専用地域に含まれる場合には、当該敷地の全部について住居専用地域にあるものとする。

###### ② 期間の制限

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日。

## 住宅宿泊事業法施行条例施行規則第4条

(制限を行う区域及び期間から除外するための手続き)

### 第4条第1項

前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合においては、条例第4条第1項で規定する区域及び期間から除外することができる。

#### 第4条第1項第1号

市町長から要請があった場合において、別に定める要件等により妥当性を検討し、知事が適当と認めた場合。